

令和元年度

工事監査結果報告

田川市監査委員

田 監 第 1 4 号

令和2年5月28日

田川市議会議長 北山隆之殿

田川市長 二場公人殿

田川市監査委員 丸谷芳昭

田川市監査委員 尾崎行人

令和元年度工事監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	1
2 監査の範囲及び対象	1
3 監査の方法及び着眼点	2
4 監査の期間	2

第2 監査の結果

1 指摘事項	2
--------	---

【別紙1】 令和元年度福岡県田川市工事技術調査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく工事に係る随時監査

2 監査の範囲及び対象

令和元年度中に完了する契約金額1,000万円（消費税及び地方消費税込）以上で、工事監査日における進捗率を勘案し、以下の2件の工事を監査対象とした。

(1) 田川伊田駅前広場整備工事（その2）[土木工事]

工事の目的 都市再生整備計画に掲げる、田川伊田駅を中心とした賑わいと回遊性のあるまちづくりを目指し、市の玄関口として相応しい駅前空間として、良好な景観形成と交通結節機能の向上を図るもの。

工事担当課 建設経済部都市計画課

工事場所 田川市大字伊田

施工業者 株式会社大場組

契約金額（当初） 37,840,000円

契約金額（変更後） 40,749,500円

契約年月日 令和元年10月21日

契約工期（当初） 令和元年10月21日～令和2年3月19日

契約工期（変更後） 令和元年10月21日～令和2年3月27日

進捗状況 令和元年1月末現在約60%（作業ベース）

財源内訳（参考）

（単位：円）

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	起債	その他特定財源	一般財源
53,584,000	42,900,000	—	8,300,000		2,384,000

※事業費については田川伊田駅前広場整備に関する事業の合計額であり、起債額等も申請段階であるため確定した額とはなっていない。

(2) 桜町・新町線歩道改良工事（1工区）[土木工事]

工事の目的 該当路線は施工後数十年が経過しており、歩道部の老朽化が著しく、通行に支障をきたしている状況である。この問題を解消するため、歩道改良工事を行い歩行者の安全な通行を確保し、利用の促進を図るもの。

工事担当課 建設経済部土木課

工事場所 田川市大字奈良

施工業者 株式会社浦野建設

契約金額（当初） 48,510,000円

契約金額（変更後） 今後変更契約締結予定（令和2年4月時点未定）
 契約年月日 令和元年10月21日
 契約工期（当初） 令和元年10月21日～令和2年2月28日
 契約工期（変更後） 令和元年10月21日～令和2年5月29日
 進捗状況 令和2年1月末現在約60%（作業ベース）
 財源内訳（参考）

（単位：円）

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	起債	その他特定財源	一般財源
48,510,000	—	—	48,510,000	—	—

※工期変更に伴い、事業費は今後変更予定あり、また、起債額等も申請段階であるため確定した額とはなっていない。

3 監査の方法及び着眼点

監査の方法は、上記工事の計画、設計、積算、契約、施工等に関する事項について、あらかじめ提出された資料を基に関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

監査にあたっては、工事が現場の状況に適合した施工で安全性の確保に十分配慮されているか、更に、効率性、経済性についても妥当なものであるかを主眼に実施した。

なお、技術調査においては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、「特定非営利法人西日本建設技術ネット」への委託を行い、専門的立場からの指導及び助言を受けた。

4 監査の期間

令和元年12月17日（火）から令和2年5月25日（月）まで

第2 監査の結果

工事の計画、積算、契約等については、概ね適正妥当であると認められたが、技術士による工事技術調査の結果、いくつかの課題及び留意すべき事項が提示されたので、今後の工事施工に反映されたい。

1 指摘事項

(1) 都市計画課 [田川伊田駅前広場整備工事その2]

ア 設計の合理性について

アスファルト切断時の汚水や電線管の撤去後の処理については、産業廃棄物管理票（マニユフェスト）が確認できなかった。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物としての処理を設計に計上する必要があると考える。

また、残土処理は福岡県の最終処分の指定場所に適切に処分されている。しかし、今後は、

環境保全の観点より、残土を建設副産物として再利用する方法等について検討されたい。

イ 特記仕様書について

本工事は、福岡県土木工事共通仕様書に基づいて施工しているとのことであるが、施工業者に対して、福岡県土木工事共通仕様書に基づいて施工することが文書では伝わっていない。

また、本工事は、施工に当たって既設の排水等についての情報が必要である。この情報もまた、施工業者に文書では伝わっていない。このような、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工を行うことや、既設の排水等についての情報を特記仕様書として作成することが必要と考える。

ウ 工事打合せ簿一覧表の作成について

工事打合せ簿等は作成され、適切に管理されている。さらに、工事打合せ簿の一覧表があれば、内容の把握・整理等に便利であるため、作成の検討をされたい。

エ 施工計画書の記述内容について

施工計画書の記述内容は、一般的な内容であり、現場特有の内容についての記述が必要である。予想されるリスクを事前に共有するために施工のシミュレーションでもある施工計画書への安全対策・環境対策としての本工事現場に向けた記述を勘案した上で策定することが重要である。

オ 工程管理について

工程管理については、計画工程表は作成されていたが、実施工程表がなく、工程管理は実施されていなかった。発注者として、施工中の工事が順調に進んでいるのか、遅れているのか工事の進捗を把握する必要がある。福岡県の土木工事共通仕様書では履行報告書の提出が義務付けられている。工事施工中は、受注者より月報として毎月の進捗率の報告を求め、実際の進捗率を把握することが必要と考える。

カ 安全管理について

建設業許可票等の掲示物は、現場内に掲示されていたが、立ち入り禁止措置が取られていた。建設業許可票は公衆の見やすい場所に掲示するよう定められている。また、請負者に対処して、協議会の議事録と巡視記録簿の提示を求めたが、記録簿はなく、協議会の設置や現場内の安全巡視も実施していないとのことであった。

安全管理については、施工業者の安全意識が不足しているため、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の観点から、安全衛生計画全般について見直すとともに、施工業者への指導が必要である。

なお、「建設業許可票」は、現場内ではなく公衆の見やすい場所（建設業法第 40 条）に掲示

するように施工業者へ指導されたい。

(2) 土木課 [桜町・新町線歩道改良工事 (1 工区)]

ア 設計の内容について

側溝蓋は現場打ちの埋設型枠を採用されていたが、プレキャスト製品との比較表はなかった。また、歩道はマウンドアップ方式で視線誘導ブロックが無かった。今後の設計において、工法の比較検討をすることが求められる。さらに、歩道の新設・改築の場合はセミフラット形式とすることで、段差が緩和され、平坦部の十分な確保が可能となる。歩道のセミフラット方式や視線誘導ブロック等はバリアフリー化の観点より採用の検討を行われたい。

イ 特記仕様書等について

本工事は、福岡県土木工事共通仕様書に基づいて施工しているとのことであるが、施工業者に対して、福岡県土木工事共通仕様書に基づいて施工することが文書では伝わっていない。特記仕様書で記述されている「無技能者」に、工事受注業者に対して、受注後に配付している「レジュメ」の内容と、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工することを加えることが必要と考える。

ウ 施工計画書の記述内容について

施工計画書の記述内容は、各工種について標準的な内容になっているが、現場特有の内容についての記述が必要である。予想されるリスクを事前に共有するために施工のシミュレーションでもある施工計画書への安全対策・環境対策としての本工事現場に向けた記述を勘案した上で策定することが重要である。

労働安全衛生規則第 155 条には、「車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。(詳細省略)」と記述されている。現場に適合していない施工計画書では、事故が発生した時に作業計画と認められずに労働安全衛生規則第 155 条違反に問われる恐れがある。まず最初に、車両系建設機械での施工方法から、実際の作業に則った施工計画を作成するように施工業者に指導することから始める必要がある。

エ 工程管理の指導について

毎月の出来高については発注者として把握されていない。

工事終了近くになってやっと、請負者、発注者共に現場を見て工事が間に合わないと頭の中で理解できる状態である。発注者として、施工中の工事が順調に進んでいるのか、遅れているのか工事の進捗を把握する必要がある。福岡県の土木工事共通仕様書では、1-1-1-24 (履行確認) で履行報告書の提出が義務付けられている。工事施工中は、受注者より月報として毎月の進捗率の報告を求めて、実際の進捗率を把握する必要がある。

オ 安全管理の指導について

工事現場は、作業員 1 人で側溝の基礎砕石の作業をしているのみであり、重機等を利用した作業は行っていなかった。

請負者（株式会社浦野建設の現場代理人）に対して協議会の議事録と巡視記録簿の提示をもとめたが、記録簿はなく、協議会の設置や現場内の安全巡視も実施していないとのことであった。労働安全衛生法第 30 条第 1 項に協議組織の設置および運営を行うこと、作業間の連絡および調整を行うこと、作業場所を巡視すること等となっている。

交通規制用のクッションドラムは、ドラム内に重し（水袋等）が無かった。正しい使い方をしないと、第三者車両の衝突や接触の際の衝撃を緩和・吸収するという機能を発揮できない。また、看板は転倒防止のための重りを置いていなかったため、風で倒れて第三者災害に繋がる恐れがある。

安全管理については、施工業者の安全意識が不足しているため、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の観点から、安全衛生計画全般について見直すとともに、施工業者への指導が必要である。

なお、掲示物設置については、その日の危険予知（KY）活動は掲示することと、「建設業許可票」は、詰所横ではなく公衆の見やすい場所（建設業法第 40 条）に掲示するように施工業者へ指導されたい。

別紙、技術士等による「令和元年度福岡県田川市工事技術調査報告書」を示す。

令和元年度

福岡県田川市

工事技術調査報告書

調査対象機関 福岡県 田川市

監査執行者 代表監査委員 丸谷 芳昭
監査委員 尾崎 行人

調査立会者 田川市監査事務局
事務局長補佐 森 智夏子
主任 小田 彰

調査場所 田川市役所別館 A 会議室
及び対象工事現場

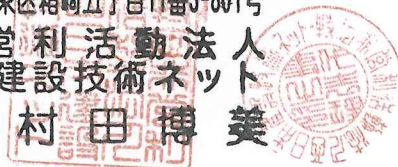
調査実施年月日 令和2年 2月 6日、7日
調査報告年月日 平成2年 3月 6日

技術調査実施組織 特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット
池田 秀司 技術士 (建設部門)

〒812-0053 福岡市東区箱崎五丁目11番3-801号

特定非営利活動法人
西日本建設技術ネット

代表理事 村田博美



代表理事	監事 (査読)	理事 事務局長

I. 技術調査対象工事の調査方法

令和元年度田川市工事監査において、田川市建設経済部発注による下記の工事について、令和元年2月6日、7日に技術士（建設部門）が技術調査した結果を報告する。

調査方法として、技術調査の対象工事に関する事業計画、設計、積算、工事発注・契約及び施工の各段階における技術的事項について、午前は担当部署の監督員から説明を受け、関係書類を技術的観点から調査し、午後から監査委員に同行して施工中の現場調査を行った。

技術調査の着目点は、1) 事業の妥当性、2) 設計の合理性、3) 積算の根拠性、4) 工事契約の合規性、5) 特記仕様書等の合理性、6) 工事監理の適切性、7) 工事の安全性確保である。

(1) 技術調査対象工事（都市計画課）

工事名	工事場所	契約期間 (当初)	契約金額 (当初)	進捗率	調査日
田川伊田駅前広場整備工事（その2）	田川市大字伊田	令和元年 10月21日 ～ 令和2年 3月19日	¥37,840,000 (税込み)	1月末 20%	令和2年 2月6日

(2) 技術調査対象工事（土木課）

工事名	工事場所	契約期間	契約金額 (当初)	進捗率	調査日
桜町・新町線歩道改良工事（1工区）	田川市大字奈良	令和元年 10月21日 ～ 令和2年 2月28日	¥48,510,000 (税込み)	1月末 45%	令和2年 2月7日

II. 調査結果総括

工事監査の技術調査に当たり、関係職員の皆様のご協力により、監査を円滑にすすめることができたことを厚くお礼申し上げます。

今回の工事監査は、公共工事の設計・施工が適切に行われているか、などの観点から、地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施したものであり、当該監査の基礎資料とするため、本工事技術調査を実施した。

令和元年度田川市の監査対象工事は、土木工事2件で現在、工事は施工中で無事故での完了を目指している。それぞれの工事は重大な不具合もなく、全体的には問題点は少ないと思われるが、総括として以下に述べる。

- 1) 事業の妥当性については、妥当と考える。
- 2) 設計の合理性については、一部検討すべき箇所がある。
- 3) 積算の根拠性については、妥当と考える。
- 4) 工事契約の法規性については、妥当と考える。
- 5) 土木工事の特記仕様書については、今後作成を検討すべきである。
- 6) 工事監理（施工管理）の適切性については、施工業者への指導等必要な箇所がある。
- 7) 工事の安全性確保については、現場の安全管理体制に改善の余地がある。

詳細については『III. 技術調査結果』で述べる。

技術調査に際しては、工事を担当する監理部署の監督職員の方々に真摯に対応して説明していただき、それぞれ職務の遂行を熱心に努めていることが十分理解できた。技術調査へのご協力に感謝申し上げますとともに、本報告書が今後事業の改善と円滑な実施に役立てば幸いである。

Ⅲ. 技術調査結果

Ⅲ-1 田川伊田駅前広場整備工事（その2）

担当部課係名

建設経済部都市計画課都市整備係

担当者職氏名

主任 吉川 勇一郎

工事概要

工事長 L=60.0m
排水工 L=25.0m
管渠工 L=12.1m
L型側溝 L= 7.4m
集水枡工 N= 5ヶ所
舗装工 A=1,034.0 m²
歩道舗装工（御影石）A=471.0 m²
縁石工 L=112.7m
区画線工 L=714.3m

1. 事業の妥当性

田川伊田駅周辺地区都市再生整備計画は、既に一定の交通結節機能、観光資源を有している田川伊田駅周辺地区を中心拠点区域として設定している。市内外から多くの外来者を呼び込むために、田川伊田駅ビルを改修し、併せて駅前広場を整備することで観光交流施設や商業施設を新たに整備するなど、再整備を図るものであり、その事業は妥当である。

2. 設計の合理性

設計委託契約は指名競争入札で行われていて、5者が参加し、落札額は、6,700,000円で設計金額に対する落札率は94.3%である。契約はジーアンドエスエンジニアリング株式会社と契約している。管理技術者は技術士（建設部門）で科目は都市計画、照査技術者は技術士（建設部門）で科目は道路の資格取得者である。

工法選定において、「すべり止め舗装」、「特殊ブロック舗装」「薄層カラー舗装」、「化粧付境界ブロック」、「歩道舗装（御影石）」は、コスト、景観、施工性等を比較表により適切に選定されている。また、残土処理は福岡県の最終処分の指定場所に適切に処分されている。しかし、今後は、環境保全の観点より、残土を建設副産物として再利用する検討も必要と思われる。

設計報告書には支障物件についての記載がない。また、アスファルト切断時の汚水や電線管の撤去後の処理については、産業廃棄物としての処理を設計に計上されていない。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処理しなければならない。

3. 積算の根拠性

福岡県土木整備部の土木工事標準積算基準書による積算基準が採用され、また、積算基準書に記載されていない箇所は3者見積りにより行われており、適正な積算と考えられる。

4. 工事契約の合規性

入札は指名競争入札で行われ、6者指名で4者が参加し、落札額は37,840,000円で設計金額に対する落札率は95.0%である。契約は、株式会社大場組と契約している。

5. 特記仕様書等について

昨年の工事監査での特記仕様について都市計画課の講じた措置は「一般的な内容の工事については、福岡県土木整備部の「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工している。そのため今回は特記仕様書を作成していない。とのことであった。よって、今年度監査対象工事についても特記仕様書は作成されていない。

しかし、「「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工している。」とのことであるが、施工業者に対して、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて工事を行うことが文書では伝わっていない。また、本工事は、施工に当たって既設の排水等についての情報が必要である。この情報もまた、施工業者に文書では伝わっていない。

6. 工事監理の適切性

工事打合せ簿等は作成され、適切に監理されている。工事途中であるが、工事打合せ簿の一覧表があれば、内容の把握・整理等に便利である。

施工計画書の内容については、一般的な記述内容であり、現場特有の記述がない。

工程管理については、計画工程表は作成されていたが、実施工程表がなく、工程管理は実施されていなかった。工事概要の進捗率については、担当職員が作成したとのことであった。工程管理は施工者の施工管理の一環である。また、工期の変更について尋ねたところ、工期の延長は考えてないとのことであった。

7. 工事の安全性確保

工事現場は、作業員3人で歩道の御影石を敷設しているのみであり、重機等を利用した作業は行っていない。



作業状況

請負者（株式会社大場組の現場代理人）に対して協議会の議事録と巡視記録簿の提示をもとめたが、記録簿はなく、協議会の設置や現場内の安全巡視も実施していないとのことであった。労働安全衛生法第30条第1項に協議組織の設置および運営を行うこと、作業間の連絡および調整を行うこと、作業場所を巡視すること等となっている。

現場の掲示物（建設業許可票、労災関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（以下「建退共加入者証」という）、施工体系図、緊急連絡表、作業員の資格者名、危険予知活動表）は、現場内に掲示してあったが、立入禁止措置が取られていた。「建設業許可票」は公衆の見やすい場所（建設業法第40条）に掲示するように定められている。



掲示物

8. 技術調査結果からの助言

以上の調査結果から改善の余地について、本工事の設計及び施工と一連の工事監理について、以下の6項目について助言する。今後事業の改善と円滑な工事実施のために参考にいただければ幸いである。

(1) 設計の合理性

アスファルト切断時の汚水や電線管の撤去後の処理については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）が確認できなかった。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物としての処理を設計に計上することを助言する。

(2) 特記仕様書の記述内容

本工事は、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工している。」とのことであるが、施工業者に対して、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工していることが文書では伝わっていない。また、本工事は、施工に当たって既設の排水等についての情報が必要である。この情報もまた、施工業者に文書では伝わっていない。このような、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工を行うことや、既設の排水等についての情報を特記仕様書として作成することを助言する。

(3) 施工計画書の記述内容の指導

施工計画書の記述内容は、各工種について標準的な内容になっているが、現場特有の内容についての記述が必要である。

施工計画書は、工事を施工するための計画書である。現場特有の施工計画を具体的に詳しく記述する必要がある。予想されるリスクを事前に共有するために施工のシミュレーションでもある施工計画書への安全対策・環境対策としての本工事現場に向けた記述を勘案した上で策定することが重要である。形式的・一般共通的な記述や資料添付ではなく、受注者が工事のポイントを理解した上で自ら記述をして、事前に発注者と相互に確認することが本来の施工計画書である。

「労働安全衛生規則第155条」には、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。（詳細省略）と記述されている。現場に適合していない施工計画書では、事故が発生した時に作業計画と認められずに労働安全衛生規則第155条違反に問われる恐れがある。まず最初に、車両系建設機械での施工方法から、実際の作業に則った施工計画を作成するように施工業者に指導することから始めることを助言する。

(4) 工程管理の指導

毎月の出来高については発注者として把握されていない。

発注者として、施工中の工事が順調に進んでいるのか、遅れているのか工事の進捗を把握する必要がある。福岡県の土木工事共通仕様書では、1-1-1-24（履行報告）で履行報告書の提出が義務付けられている。工事施工中は、受注者より月報として毎月の進捗率の報告を求めて、実際の進捗率を把握することを助言する。

(5) 安全管理の指導

請負者（株式会社大場組の現場代理人）に対して協議会の議事録と巡視記録簿の提示をもとめた
が、記録簿はなく、協議会の設置や現場内の安全巡視も実施していないとのことであった。労働安
全衛生法第 30 条第 1 項に協議組織の設置および運営を行うこと、作業間の連絡および調整を行う
こと、作業場所を巡視すること等となっている。

安全管理については、施工業者の安全意識が不足している。労働安全衛生法及び労働安全衛生規
則を理解し、安全計画全般について、見直す必要がある。監理監督者としての立場より、安全管理
については、施工業者への指導を助言する。

(6) 掲示物設置位置

「建設業許可票」は、現場内ではなく公衆の見やすい場所（建設業法第 40 条）に掲示するよう
に施工業者への指導を助言する。

Ⅲ－２ 桜町・新町線歩道改良工事（1工区）

担当部課係名

建設経済部土木課土木係

担当者職氏名

主任 田中 敬一

工事概要

工事長 L=490.0m

排水工 L=493.7m

路側工 L=476.8m

舗装工 L=1526.0 m²

擁壁工 N=1.0 式

1. 事業の妥当性

本事業は、街路整備の中で歩道を優先して整備し、歩行者の安全な通行を確保し、利用の促進を図る計画である。本路線は施工後数十年が経過しており、歩道部の老朽化が著しく、通行に支障をきたしている。このため、本路線が対象路線として決定した。平成29年度より4年計画で始まり今年で3年目となる。令和2年度完成予定であり、この事業は妥当である。

2. 設計の合理性

設計委託契約は指名競争入札で行われていて、4者が参加し、落札額は、9,600,000円で設計金額に対する落札率は94.6%である。契約は株式会社巧和技建と契約している。主任技術者はRCCMで科目は道路の資格取得者である。照査技術者は配置されていなかった。

支障物件はなかったが設計報告書にも記載がなかった。また、側溝蓋は現場打ちの埋設型枠を採用されていたが、プレキャスト製品との比較表はなかった。さらに、歩道はマウンドアップ方式で視線誘導ブロックが無かった。

残土処理は福岡県の最終処分の指定場所に適切に処分されている。しかし、今後は、環境保全の観点より、残土を建設副産物として再利用する検討も必要と思われる。

3. 積算の根拠性

福岡県県土整備部の土木工事標準積算基準書による積算基準が採用され、また、積算基準書に記載されていない箇所は3者見積により行われており、適正な積算と考えられる。

4. 工事契約の合規性

入札は指名競争入札で行われ、4者が参加し、落札額は48,510,000円で設計金額に対する落札率は95.0%である。契約は、株式会社浦野建設と契約している。

5. 特記仕様書等について

本工事は、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工している。」とのことであるが、施工業者に対して、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工していることが文書では伝わっていない。特記仕様書としては、「無技能者」についての記述がある。さらに、工事受注業者に対して、受注後に「レジュメ」を配布して本工事について説明されている。内容は、特記仕様書の内容である。これに、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工することを加えれば特記仕様書の内容が充実する。

6. 工事監理の適切性

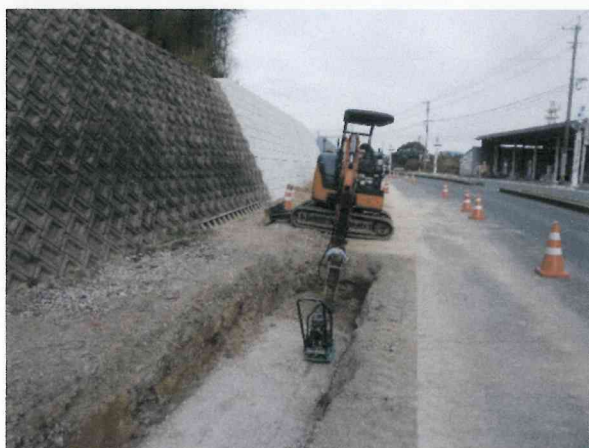
工事打合せ簿等は作成されているが、発注者側の処理または回答欄は無記入である。

施工計画書の内容については、一般的な記述内容であり、現場特有の記述がない。

工程管理については、計画工程表は作成されていたが、実施工程表がなく、工程管理は実施されていなかった。工事概要の進捗率については、担当職員が作成したとのことであった。工程管理は施工業者の施工管理の一環である。なお、工期の変更について尋ねたところ、間に合わないので工期の延長を予定しているとのことであった。

7. 工事の安全性確保

工事現場は、作業員1人で側溝の基礎砕石の作業をしているのみであり、重機等を利用した作業は行っていない。



現場状況

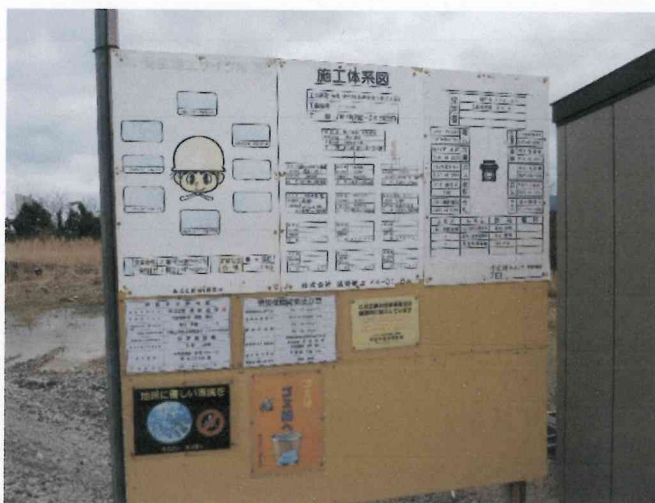
請負者（株式会社浦野建設の現場代理人）に対して協議会の議事録と巡視記録簿の提示を求めたが、記録簿はなく、協議会の設置や現場内の安全巡視も実施していないとのことであった。労働安全衛生法第30条第1項に協議組織の設置および運営を行うこと、作業間の連絡および調整を行うこと、作業場所を巡視すること等となっている。

交通規制用のクッションドラムは、中に重し（水袋等）がなかった。正しい使い方をしないと、第三者車両の衝突や接触の際の衝撃を緩和・吸収するという機能を発揮できない。また、看板は転倒

防止のための重りを置いていなかった。

現場の掲示物〔建設業許可票、労災関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（以下「建退共加入者証」という。）、施工体系図、緊急連絡表等〕は、詰所横で一般の人が通る場所ではないところに掲示してあった。また、その日の危険予知（KY）活動は掲示していなかった。

「建設業許可票」については、公衆の見やすい場所（建設業法第40条）に掲示するように定められている。



掲示物

8. 技術調査結果からの助言

以上の調査結果から改善の余地がある事項について、本工事の設計及び施工と一連の工事監理に関して、以下の6項目について助言する。今後事業の改善と円滑な工事实施のために参考にしていただければ幸いである。

（1）設計の内容について

側溝蓋は現場打ちの埋設型枠を採用されていたが、プレキャスト製品との比較表はなかった。また、歩道はマウンドアップ方式で視線誘導ブロックが無かった。今後の設計において、工法の比較検討をすることが求められる。さらに、歩道の新設・改築の場合はセミフラット形式とすることで、段差が緩和され、平坦部の十分な確保が可能となる。歩道のセミフラット方式や視線誘導ブロック等はバリアフリー化の観点より採用の検討を助言する。

（2）特記仕様書の記述内容

本工事は、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工している。」とのことであるが、施工業者に対して、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工していることが文書では伝わっていない。特記仕様書で記述されている「無技能者」に、工事受注業者に対して、受注後に配付している「レジュメ」の内容と、「福岡県土木工事共通仕様書」に基づいて施工することを加えることを助言する。

(3) 施工計画書の記述内容の指導

施工計画書の記述内容は、各工種について標準的な内容になっているが、現場特有の内容についての記述が必要である。

施工計画書は、工事を施工するための計画書である。現場特有の施工計画を具体的に詳しく記述する必要がある。予想されるリスクを事前に共有するために施工のシミュレーションでもある施工計画書への安全対策・環境対策としての本工事現場に向けた記述を勘案した上で策定することが重要である。形式的・一般共通的な記述や資料添付ではなく、受注者が工事のポイントを理解した上で自ら記述をして、事前に発注者と相互に確認することが本来の施工計画書である。

労働安全衛生規則第 155 条には、「車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。(詳細省略)」と記述されている。現場に適合していない施工計画書では、事故が発生した時に作業計画と認められずに労働安全衛生規則第 155 条違反に問われる恐れがある。まず最初に、車両系建設機械での施工方法から、実際の作業に則った施工計画を作成するように施工業者に指導することから始めることを助言する。

(4) 工程管理の指導

毎月の出来高については発注者として把握されていない。

工事終了近くになってやっと、請負者、発注者共に現場を見て工事が間に合わないと頭の中で理解できる状態である。発注者として、施工中の工事が順調に進んでいるのか、遅れているのか工事の進捗を把握する必要がある。福岡県の土木工事共通仕様書では、1-1-1-24(履行確認)で履行報告書の提出が義務付けられている。工事施工中は、受注者より月報として毎月の進捗率の報告を求めて、実際の進捗率を把握することを助言する。

(5) 安全管理の指導

請負者(株式会社浦野建設の現場代理人)に対して協議会の議事録と巡視記録簿の提示をもとめたが、記録簿はなく、協議会の設置や現場内の安全巡視も実施していないとのことであった。労働安全衛生法第 30 条第 1 項に協議組織の設置および運営を行うこと、作業間の連絡および調整を行うこと、作業場所を巡視すること等となっている。

交通規制用のクッションドラムは、ドラム内に重し(水袋等)が無かった。正しい使い方をしないと、第三者車両の衝突や接触の際の衝撃を緩和・吸収するという機能を発揮できない。また、看板は転倒防止のための重りを置いていなかったため、風で倒れて第三者災害に繋がる恐れがある。

安全管理については、施工業者の安全意識が不足している。労働安全衛生法及び労働安全衛生規則を理解し、安全計画全般について、見直す必要がある。監理監督者としての立場より、安全管理については、施工業者への指導を助言する。

(6) 掲示物設置位置

その日の危険予知(KY)活動は掲示することと、「建設業許可票」は、詰所横ではなく公衆の見やすい場所(建設業法第 40 条)に掲示するように施工業者への指導を助言する。

以上